良三二-

No. 102 2011. 6. 29 定価一部20円 会員の購読料は 会費の中に含む

行

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

所

地 公退 職 者 協 議 会

03-3262-5546

が、治のでは、体験年を

社会保障

政局ごっこ・権力ゲームに付き合っている余裕は無い

<u>=</u> -年度予算ベースで一〇七・八兆円(一般会計歳出では二八・七兆円 せると八六二兆円でGDPの一・八倍。社会保障給付費は二〇一一 二〇一〇年度末の公債残高は国だけで六三七兆円、 <u>%</u> 自治体と合わ

五兆円全部を削っても追いつかない金額で、歳出の最大比率を占めなり、自動的に他の歳出を削ることになるが、これは文教予算五・合、国だけで一般会計の七%に相当する六・四兆円の利払い増加と公債の過剰発行により信用が失われ、仮に一%金利が上昇した場 る社会保障は必ず大きなダメージを受ける。

充実を図る必要がある。 他方社会保障の現水準は満足には程遠いもので、 自然増に加えて

ある。 ではなく、 を図るためには、「予算の組み換え」や「無駄の排除」という言葉 公債の過剰発行による信用喪失を回避し、必要な社会保障の充実 「金額の根拠」をもって財源を用意することが不可 欠で

を招く。 債売却は一定の範囲を超えれば暴落や為替変動による資産価値喪失 使用は国債より悪質な後世代への負担転嫁であり、財源確保のための奇手や打ち出の小槌はない。年全 社会保障の充実は社会保険料と税を組み合わせた財源調達 年金積立金の 保有する海外金積立金の目的

付改善と負担の統一的改革は今でもすでに遅すぎるほど切迫した課稼いだ者勝ちの市場原理主義ではなく再分配社会を選ぶなら、給と一体で考えなければならない。 題である。

全体像を示さずに負担回避を主張する与党の一部の意見などが噴出起した「社会保障改革案」は、自治体・総務省の問題提起、収支のたせるかな六月二日に「社会保障改革に関する集中検討会議」が提自治体と国の分担と協力のあり方が生煮えという危惧があった。果が多かったが、政権の求心力・推進力に疑問符がついていた。また、 障・税一体改革』の検討は内容的には地公退の問題意識と重なる点 現政権が自公政権時代の負の遺産を背負いつつ着手した『社会保

> で紹介された税調委員の次の意見(発言者は記載されていない)「社会保障改革案」に関連して開催された六月一六日税制調査 政府・与党の議論水準を示している。 「社会保障改革案」に関連して開催された六月一六日)、予定した六月二〇日の成案発表が出来ず迷走した。 は会

- \bigcirc 加え、子どもの問題や医療の充実をやっていくと、二〇一五を半減し、二〇二〇年にはバランスさせること。この二つに能性を維持することと、二〇一五年にプライマリーバランスで 政権与党に課せられている宿題は、社会保障制度の持続可 年には五%の消費税増税はどうしても必要。加え、子どもの問題や医療の充実をやっていくと、
- の上で、社会保障を充実しなければいけないとすると、起こしてしまうが、それは絶対に避けなければならない に五%で足りるのだろうか。 金利が上昇し、利払費を払えなくなったら、 デフォル 本当 1 そ を
- 決定することについては、反対である。社会保障の財源確保のために、消費発 消費税率 \mathcal{O} 引上げを拙速に
- \bigcirc というのが国民の声ではないかいけない。赤字国債を数十兆一におかしくなる。こういった寿 ぜ今、 日本は第二次大戦後はお金を刷って財政を賄 ない。赤字国債を数十兆一気に出して復興のために使うがしくなる。こういった素朴な質問に答えられなければ日本でそれができないのか。税率を上げれば景気が更平は第二次大戦後はお金を刷って財政を賄ったのに、な か。

り自分の議員身分を優先したことになるのではないか。から社会保障と財政の破綻を見過ごすとするのなら、社会の利益よ 与野党を問わず、 負担増を提起すると選挙で当選がおぼ つかな

ている余裕は無い。 政治家の権力欲・保身のための政局ごっこ・権力ゲ 震災復興と社会保障・財政一体改革は待ったなしの課題である。 ムに付き合っ

提起された内容は精査が必要

れる。いずれにしても給付と負担を統一的に検討する必要がある。社会保障の充実と持続のためには全てを否定すべきではないと思わ るものの、 -)を提言している。充実についてれてきた知見やデータを継承して、 所得者対策について、それぞれ前政権時代を含みこれまでに蓄積さ 策②医療・介護等のサービス改革③年金改革④貧困・格差対策、 しかし、 議素材として例示的に評価・問題点を提起する。 公表された案の個別分野では①子ども・子育て支援 現役労組を含む関係者との率直な意見交換が必要であ 地公退の従来からの主張として受け容れ難いテーマもあ 多くの提言は方向として歓迎できる。 充実については水準について不十分さを感じ、を継承して、充実(財源+)と効率化(財源 効率化についても 若者雇用対 る。 以下、 低

しば使用されているが (なお、この議論を通じて「全世代型社会保障」という言葉が ビス・給付に関して全世代の必要に応 しば

> 負担に関してこの言葉を用いるときは社会保険料の事業主負担回 じた設計をするという意味では共感できる。 社会保障ただ乗りの言い換えに過ぎないの しかし、 で、 留意したい 経営者団体 避 が

積極的に推進すべきテー マと課

- 討が必要。 合年金については全被用者に事業主負担 保険並びまで拡大とする考え方が例示されているが、 保障ただ乗りを防止し、労働者の権利を守るため重要。 被用者医療保険・ 『生年金保険の適用拡大⇒事業主の社会―――― を 課す 追加措置 置の検
- * 負担について制度横断的に世帯合算で上限設定)⇒①制度横 総合合算制度(低所得者の医療・介護・保育・ 障害の自己

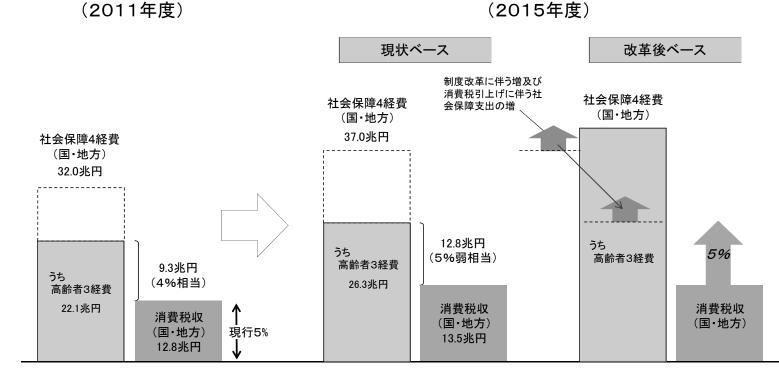
勘定には反対。 勘定には反対。②共通番号を前提としているが、番号に関同じ手法で導入可能な給付上限設定に結びつく社会保障個 断的に低所得者の負担を軽減する総合合算制度は歓迎するが は厳密な条件が必要。

- 高齢者医療制度見直し の到達点を速やかに法律化す \Downarrow た法律化すべき。 →少なくとも「喜 「高齢者医療制度改革
- * 織の 済組合等からの拠出を人数割 介護納付金・高齢者医療支援金の総報酬割 負担増になる) ア充実、施設ユニット化、従る基本的に応能負担化を支持。 から総報酬割に変更、 (健保組合 高賃金組の出合・共
- 推進すべきだが水準が課題。 護 地域包括ケア充実、 従事者増強⇒
- が課題。 介護=低所得者一号保険料軽減強化⇒推進すべきだが 水準
- * 市町 市町村と連携して運営すべき国保の安定化のために重要。 |保の安定化のために重要。一歩進め都道府県を保険者と国保財政運営の都道府県単位化⇒公的皆保険の基盤であ 歩進め
- 皆保険の維持に不可 欠
- 垂ので、とるべき 財源を特定する 、源を特定する(高所得者年金削減)方式は、予算編年金=低所得者・障害基礎年金加算⇒歓迎するが、国保低所得者保険料軽減拡充⇒皆保険の維持に不可 とるべきではない ゴー 原則誤用による制度内調整の轍を踏 調整の轍を踏むするが、見合い
- 金財政への貢献が期待できる。 在職老齢年金見直し⇒労働意欲向上につながり結果的に年
- するときは公民比較に基づき均衡ある制度を作る、減」は削除する②共済組合組織は存続する③職域部 は①前 被用者年金の一元化⇒速やかに実現す 回法案にあった制度沿革を無視した「追加費用 × き。 実施する場合 ことが 分を廃 \mathcal{O} 止削
- 本的に応能負担化を支持。 年金標準報酬 上限引き上げ (例 医療保険上限並み) ⇒基

政府·与党社会保障改革検討本部 第4回成案決定会合(6/17)配付資料

慎重に検討すべきテ マ

- * れ 生活支援· 介護 ば制度発足の理念に反してお 「給付の重点化」 要介護度の軽 ,者の切: 「要介護認定者数の減 認め難い 捨てを意味 て 少 11 る 目 0 で 標 あ
- が期待されており、 財源は保険料で調達すべき。 負担軽減と見合い 医療受診時 定額負担(例示額 財源とする方式はとるべきではな 低所得者に被害。 ②財源としてより受診抑制効果の方式はとるべきではない、必要不額 一〇〇円) ①高額療養費
- 必要性と実現可能性に根本的な疑問があり、撤回新しい年金制度創設(1)全ての人が加入する所得 立べき。
- 方式化と共通の問題があり、 業主負担の家計転嫁、 新 既裁定者は払い終えた保険料の二重払い L い年金制度創設(2) 長期にわたる移行管理のコスト 税を財源とする最低保障年金= 撤回すべき。 等の基礎年金税 -とリス
- 皆年金制度を採るわが国には短期間資格は適合しない。生み出す、②モラルハザードをひきおこすなどの危惧がある 年金受給資格期間の短縮 ①給付金額の 低い受給者を多数
- べきで、 縮減は、 源とする方式はとるべきではない。 象など具体論の問 Rよぶでによう。――で一定の基準で減額するクロウバックはありうる、基準・て一定の基準で減額するクロウバックはありうる、基準・て一定の基準年金給付見直し=①基礎年金の税負担部分に関 まず 論外 「復元を約束した 題。 ②低所得者• マニフ 障害年金加算の見合い が 税の 1 公的年金等控除 が実行される の財対
- デフレ下の は年金名目額の マク П 削減は認め難 経済スライ F · 発動 == 既裁定者の立場と
- 引き上げを含めて雇用との接続が不可欠ではない 金支給開始年齢の 判断をまつ課題。 引き上げ 少 なくとも現在進行 既裁定者の立場と 中 して \mathcal{O} 年は
- 過去に繰り返された 「適正化」 「水際



- 注)消費税収は、 に充てられ、 地方分は一般財源である。
 、現在は、国分は予算総則により高齢者三経 費
- (注二) 消費税収 (国分) 後検討。 (二〇一五年度時点) は、 を充当する社会保障給付の具 高齢者三経費を基本としつつ、当する社会保障給付の具体的分 今 野
- (注三) 社会保障四経費とは る推計 (二○一一年五月時点)。ま税制改正法附則一○四条)をいう。 として確立された年金、 的に整理する。 業を含んでおらず、 単独事業を含めた社会保障給付の全体 少子化に対処するため 今後、 の施策に要する費用」(平 医療及び介護の社会保障給付並びに社会保障給付公費負担のうち「制度 その全体状況の把握を進め、 また、基本的に地方単独事 所要額は厚生労働省によりる費用」(平成二一年度 像及び 費用推 地方 合
- (注四) 二〇一五年度の消費税収は、 (平成二三年一 月 に基づく推計 内閣府 (年央に改訂)。 「経済財政の中長期試

作戦」 また、 劣等処遇思想による基準の引き下げをしてはならない。などの法の趣旨に反する運用を再現してはならない。

社会保障の安定財源確保の基本的枠組み